

大蔵村告示第 12 号

令和 8 年度大蔵村住宅リフォーム支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

大蔵村長 加藤 正美

令和 8 年度大蔵村住宅リフォーム支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、村内における住宅の質の向上及び波及効果による地域経済の活性化を図るとともに、人口減少対策と融合した住まいづくりを推進するため、村民が住宅等のリフォーム等工事を行う場合に予算の範囲内において補助金を交付することについて、大蔵村補助金等の適正化に関する規則（平成 8 年規則第 5 号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 村内に存する住宅で、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が所有又は購入し、申請者自らが居住する住宅（併用住宅にあつては居住部分を、マンション等の共同建住宅及び長屋建住宅にあつては居住の用に供する専有部分を含む。）をいう。なお、申請者及び居住者は次のいずれにも該当しないこと。

イ 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）

ロ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者

ハ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

ニ その他、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

(2) 住宅等 住宅及び住宅の建築設備をいい、それらに附属する車庫、物置、門、塀等の建築物は含まない。

(3) 新築工事 延べ床面積が 50 ㎡以上の住宅を新たに建築する工事をいう。

(4) リフォーム等工事 別表第 1 から別表第 4 までに掲げる工事及び次のいずれかに該当する工事であつて次条に定める要件に該当するものをいう。

イ 住宅等の機能や性能を維持・向上させるため、住宅等の全部又は一部を修繕、補修、補強、模様替え、更新（取替え）等を行う工事

- ロ 住宅等に増築する工事（増築部分のみで独立した住宅の機能を有する場合を除く。）
- (5) 県産木材 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度等により産地証明された木材（「やまがた県産材集成材」を含む。）及び認証された合板等をいう。
 - (6) 県内業者 山形県内に本店の所在地を有する住宅関連事業を営む個人事業者又は法人事業者をいう。
 - (7) 村内業者 村内に住所を有する住宅関連事業を営む個人事業者、村内に本店を置き住宅関連事業を営む法人事業者、又は山形県内に本店を置き村内に支店を置き住宅関連事業を営む法人事業者をいう。
 - (8) 移住世帯 令和3年4月1日以降に山形県外から県内市町村に住み替えた又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地（岩手県、宮城県及び福島県に限る。）に居住しており、令和3年3月31日までの間に県内市町村に住み替え、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項の規定による転入届を当該市町村へ提出した世帯員がいる世帯をいう。
 - (9) 新婚世帯 婚姻した日から5年以内である世帯をいう。
 - (10) 子育て世帯 平成20年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯をいう。
 - (11) 移住者 申請時に本村に住所を有しない者又は、本村に住所を有して1年を経過しない者
(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 申請時に、本村に住所を有する者。又は、申請時に本村に住所を有しない者で、令和9年3月15日までに本村に転入できる者
- (2) 村内業者又は県内業者と工事請負契約を締結し、新築工事又はリフォーム等工事を行う者
- (3) この対象工事について、村が行なう他の制度による補助金等の交付を受けていない者
- (4) 申請者の世帯について、本村に納付すべき税、各種使用料等の滞納がない者
- (5) 令和9年1月15日まで竣工し、令和9年1月29日まで工事完了届を提出できる者
(補助対象工事)

第4条 補助金の交付対象となる工事は、新築工事及び別表第1から別表第5までに定める基準点の合計が10点以上となるリフォーム等工事とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、リフォーム等工事に要する費用の総額が50万円未満の場合は、基準点の合計が5点以上とする。
- 3 リフォーム工事の施工にあたり、県内、村内業者と請負契約を締結するものである

こと。

(補助金の額)

第5条 住宅1戸当たりの補助金の額は、別表第6のとおりとする。

- 2 移住者が住宅を購入しリフォーム等工事を行う場合又は新築工事を行う場合は、前項の補助金額に50万円を加算する。ただし、新築工事については県内業者が施工する場合は50万円を限度とする。
- 3 補助対象事業費には、工事に付随する設計及び工事管理に要する経費並びに消費税及び地方消費税を含めることができる。
- 4 補助金の額は、1,000円を単位とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 補助金の交付は、令和8年度において補助対象工事を行う住宅1戸につき、1回に限るものとする。

(交付申請)

第6条 申請者は、工事着手の前に大蔵村住宅リフォーム支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に定める書類を添えて村長に提出しなければならない。

ただし、前年度に着手した新築工事においては、竣工日の属する年度の4月に交付申請することができるものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 工事見積書の写し
- (3) 工事請負契約書の写し
- (4) 売買契約書の写し(購入した場合)
- (5) 工事基準点算出表
- (6) 県産木材使用量計算書(県産木材を使用する場合)
- (7) 納税証明書
- (8) 着工前の写真
- (9) 暴力団排除に関する誓約書(様式第3号)
- (10) やまぼっかりノベチェックリスト(要件工事が別表1に該当する場合)
- (11) ・移住世帯…住民票謄本、住宅の売買契約書の写し(住宅を売買した場合)
・新婚世帯…戸籍謄本の写し(法律婚の場合)、住民票謄本(事実婚の場合)
・子育て世帯…住民票謄本、母子手帳の写し(出産予定の場合)
- (12) その他村長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 村長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、大蔵村住宅リフォーム支援事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し又は取下げしようとするときは、大蔵村住宅リフォーム支援事業費補助金変更（取下げ）承認申請書（様式第5号）を提出し、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、大蔵村住宅リフォーム支援事業費補助金変更（取下げ）承認通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（工事完了届）

第9条 交付決定者は、建築工事が完了したときは大蔵村住宅リフォーム支援事業完了届（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、遅滞なく村長に提出しなければならない。

- （1）建築工事に要した費用に係る領収書又は請求書の写し
 - （2）住宅の登記簿謄本の写し（新築工事及び購入の場合に限る。）
 - （3）県産木材使用量計算書（県産木材を使用した場合）
 - （4）完成写真
 - （5）その他村長が必要と認める書類
- （補助金額の確定及び交付請求）

第10条 村長は、前条に規定する届出があったときは、必要に応じて住宅の完成検査を行い、完成を確認した後、補助金の額を確定し、交付決定者に対し大蔵村住宅リフォーム支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

2 前項の規定により、補助金交付額の確定通知を受けた交付決定者は、遅滞なく大蔵村住宅リフォーム支援事業費補助金交付請求書（様式第9号）を提出するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消することができる。

- （1）この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- （2）偽り、その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

2 村長は、前項の規定により補助金交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対して期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 交付決定者は、前項の規定により返還を命ぜられた場合は、納付期限までに納付しなければならない。

（補 則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。